



環生第222号

平成27年8月17日

スズキ株式会社

代表取締役 鈴木 修 様

静岡県知事 川勝 平太



「(仮称)青谷コース新設事業環境影響評価方法書」に関する意見について

平成27年3月31日付で送付された標記方法書に対し、静岡県環境影響評価条例
第14条第1項に基づき環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

担当	くらし・環境部 環境局
	生活環境課 環境影響評価班
電話番号	054-221-2268
FAX番号	054-221-3665
E-mail	seikan@pref.shizuoka.lg.jp

「(仮称)青谷コース新設事業環境影響評価方法書」に関する意見について

平成 27 年 8 月

静岡県

はじめに

本事業は、スズキ株式会社が浜松市天竜区青谷地内において、二輪車開発に伴う性能試験のためのテストコースを建設するものである。

対象事業実施区域（以下、「事業予定地」という。）の現況は山林であり、事業の全体面積 53.52ha のうち 36.84ha が改変される予定である。

事業予定地は、天竜奥三河国定公園内に位置し、豊かな自然環境に恵まれた希少な鳥類や魚類等の貴重な生息場所である。事業地予定地を流れる長石（ながし）川及び長石沢は、環境省の「平成の名水百選」に選ばれた阿多古川の支流である。また、森林レクリエーション活動や自然学習の場である静岡県立森林公園が隣接し、その周辺には複数のハイキングコースが設置されるなど、住民等が自然と触れ合うことのできる重要な場所でもある。さらに、事業予定地に隣接する長石集落においては静かな住環境が保たれている。

よって、事業の実施に当たっては、当該事業予定地の特性を十分踏まえた上で、可能な限り沢や森林等の既存の自然環境を残す等、周辺の環境へ与える影響を回避又は低減させることが重要である。

I 全般的項目

- 1 当該事業による環境への影響を可能な限り小さくするため、調査によって得られた知見、専門家等からの意見及び助言を環境影響評価に反映させること。
- 2 環境影響評価の実施中に環境へ影響を及ぼす新たな事実が判明する等、追加調査の必要が生じた場合は、専門家の指導及び助言を求め、評価項目及び調査手法について検討し、環境影響評価を行うこと。
- 3 方法書において選定した環境影響評価の各項目に係る調査及び追加で実施する調査の結果については、準備書に詳細に記載すること。
- 4 事業計画及び環境影響評価の内容が、地域住民及び周辺施設の関係者等に十分に理解されるよう、準備書の縦覧場所、説明会の開催、意見の募集等について周知を図り、事業に対する十分な理解を得ること。
- 5 事業予定地の近傍には「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター」の建設が予定されていることから、環境影響評価の実施に当たっては、関係者と可能な限り情報を共有し、両事業による複合的な影響について十分考慮すること。
- 6 類似事業について情報を収集し、当該事業における環境影響評価に反映させること。
- 7 事業実施に係る土地の造成や調整池の設置により、既存の自然環境が大きく改変されることから、関係法令等の遵守は当然のことながら、事業予定地の特性を踏まえた上で、環境保全の見地から事業計画を策定すること。
また、土地の造成等に伴う環境影響について必要な環境保全措置を準備書に記載すること。

II 個別項目

1 大気環境

(1) 大気質

大規模な地表面の改変により、気温や微気象要素の変化が想定されることから、類似施設等において、周囲との気温の差異等について調査を実施した上で、必要に応じて予測・評価の実施を検討すること。

(2) 騒音・振動

ア 工事中及び施設の供用時に発生する騒音については、地形及び事業予定地周辺の状況並びに周辺住民の意見に十分配慮した上で、調査・予測・評価を行い、必要な環境保全措置について準備書へ記載すること。

また、騒音に係る自主規制値を設定し、準備書に記載すること。

イ 事業予定地近隣に位置する保育園については、活動内容及び活動時間等の施設の特性に配慮し、施設の関係者と十分な調整を行った上で、騒音についての調査・予測・評価を行い、その運営や利用者に影響が生じないよう、必要な環境保全措置について準備書に記載すること。

2 水環境

(1) 水質

ア 事業予定地周辺には、地下水を飲料水として使用している住民がいることから、地下水の利用実態の調査を行った上で、必要に応じて地下水の水質の調査・予測・評価の実施を検討すること。

イ 排水先河川の水質への影響が懸念されることから、工事中の排水における濁りや汚れ（pH等）による影響について、自主的な管理基準値の設定を検討するとともに、必要な環境保全措置について準備書に記載すること。

また、供用時における排水の濁りや汚れ（pH・有機汚濁・無機汚濁等）について、調査・予測・評価を行うこと。

ウ 三方原用水について、当該事業に係る工事の実施や施設の供用が、その水質に影響を与えることのないよう、管理者等と協議を行うこと。

3 地形及び地質

(1) 地下水

樹木の伐採や、土地の造成が事業予定地における地下水の量に及ぼす影響について把握するため、地下水について調査・予測・評価を行うこと。

4 動物・植物・生態系

(1) 共通事項

ア 事業予定地における調査結果を示した文献等が少ないため、専門家及び地元関係者の助言を得た上で調査手法・調査時期・調査地点等の選定を行い、精度の高い調査を実施すること。

また、調査結果について後日の検証を可能にするため、調査の実施に当たっては、標本及び記録の作製及び保管に努めること。

イ 現地調査の結果を踏まえ、希少種への影響の低減又は代償措置による環境保全措置について準備書に記載すること。

(2) 動物

ア 工事中及び供用時における排水の濁りや汚れ（pH・有機汚濁・無機汚濁等）による生物の生息環境への影響について、排水先河川の流量を踏まえた上で、調査・予測・評価を行うこと。

イ 事業予定地にトウカイナガレホトケドジョウ等が生息する可能性が高いことから、現地調査を通じて希少生物の生息状況等の把握に努めること。

また、事業の実施がその生息に与える影響について予測・評価を行うこと。

ウ 鳥類の調査について、調査範囲全域を確認できるよう、事業予定地の北西側に調査地点の追加を検討すること。

また、夜行性の鳥類の生息について把握するため、夜間の調査についても実施すること。

エ 事業予定地及びその周辺にクマタカ等の希少な猛禽類が生息する可能性が高いことから、現地の調査を通じて生息環境の把握に努めること。

(3) 植物

造成により生じる法面等の緑化に用いる樹種等については、植物の現地調査結果を踏まえ、事業予定地の植生や周辺樹林地との連続性に配慮し、使用する種や外来植物への対策等について準備書に記載すること。

5 地球環境

工事や施設の供用に係る温室効果ガスの排出量及び造成に係る樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の変化等を踏まえ、温室効果ガスの排出量について予測・評価を行うこと。